

【登録申請と交付申請の方法】について

管理業務主任者登録申請の提出書類(下記①～⑦の7点)

【国土交通省のホームページから取り出す書類2点】

- ・管理業務主任者証の交付を受けるまでの手続きについて[検索](#)を押すと《管理業務主任者の登録申請について》が出てきます。それをスクロールすると【2. 提出書類(施行規則第70条)】が出てきますのでそこから印刷して下さい。

① 登録申請書

- ・国土交通省のホームページ内の【2. 提出書類(施行規則第70条)】(1)登録申請書(様式第十七号)の様式をダブルクリックするとP 1, 2に申請書が出てきますのでそれを印刷して下さい。
 - (ア) 申請書所定の位置に、顔写真(カラーで縦3cm, 横2.4cm, 顔の大きさ約2cm, 無背景, 撮影6ヶ月以内)を1枚貼り付けて下さい。
 - (イ) 申請書第2面に4,250円分の収入印紙を貼り付けて下さい。

② 誓約書

- ・国土交通省のホームページ内の【2. 提出書類(施行規則第70条)】(6)誓約書(様式第十九号)の誓約書をダブルクリックするとP 5に誓約書が出てきますのでそれを印刷して下さい。

【役所等から取得する書類3点】いずれも発行日から3ヶ月以内のものになります。

③ ご本人の住民票

- ・取得先は(市・区・町村)役所

④ 身分証明書

- ・取得先は本籍地の市区町村のある(市・区・町村)役所。身分証明書には破産手続き開始の決定を受けていない旨が記載されます。

※ 外国籍の方は不要です。

⑤ 登記されていないことの証明書

- ・取得先は法務局。この証明書には成年被後見人, 被保佐人に該当していない旨が記載されます。

※ 成年被後見人, 被保佐人に該当する方は医師の診断書(契約の締結, 必要な認知, 判断, 意思疎通を適切に行う能力がある旨の記載)が必要となります。

【お手元にある書類2点】

⑥ 試験合格証明書(原本)

⑦ 登録実務講習修了証(原本)

- ・以上7点を用意し, 登録申請の郵送先へ簡易書留郵便にて郵送して下さい。登録まで約3～4週間かかります。登録された場合は登録通知書(はがきサイズ)が送られてきて, それで登録が完了されたことになります。わからないことがあれば直接, 管轄の地方整備局へお問い合わせ下さい。

管理業務主任者交付申請の提出書類(下記①～⑤の5点)

【国土交通省のホームページから取り出す書類1点】

- ・管理業務主任者証の交付を受けるまでの手続きについて「検索」を押すと《管理業務主任者証の交付申請について》が出てきます。その下に【1. 提出書類(施行規則第73条)】がありますのでそこから印刷して下さい。

① 交付申請書

- ・国土交通省のホームページ内の【1. 提出書類(施行規則第73条)】(1)交付申請書(様式第二十一号)の様式をダブルクリックするとP6に申請書が出てきますのでそれを印刷して下さい。
 - (ア) 申請書所定の位置に、顔写真(カラーで縦3cm, 横2.4cm, 顔の大きさ約2cm, 無背景, 撮影6ヶ月以内)を1枚貼り付けて下さい。
 - (イ) 申請書の所定の欄に2,300円分の収入印紙を貼り付けて下さい。

【お手元にある書類1点】

② 登録通知書

- ※ 更新又は管理業務主任者証の有効期間切れの方は不要です。

【その他3点】

③ 顔写真

- ・カラーで縦3cm, 横2.4cm, 顔の大きさ約2cm, 無背景, 写真の裏面には氏名, 撮影年月日を記入しキズを防ぐため小さな袋等に入れて下さい。 ・ ・管理業務主任者証用に貼る写真です。

④ 返信用封筒

- ・長形3号封筒(定形郵便の最大サイズ, 縦23.5cm, 横12cm)に簡易書留料金分の切手を貼って下さい。氏名, 住所を記入して下さい。 ・ ・管理業務主任者証はこの返信用封筒に入って送られてきます。

⑤ 交付講習修了証明書(原本 ・ ・ 正式名称は登録講習修了証明書になります)

- ※ 試験合格から1年以内に交付申請する方は不要です。

- ・以上5点を用意し, 交付申請の郵送先へ簡易書留郵便にて郵送して下さい。主任者証の到着まで約3～4週間かかります。管理業務主任者証とともに登録通知書が返送されますので大切に保管しておいて下さい。わからないことがあれば直接, 管轄の地方整備局へお問い合わせ下さい。

管理業務主任者登録・交付申請の郵送先

(郵送が原則だが①②⑤は持参による受付も可能)

地方整備局等/担当課名	所在地	管轄の都道府県 (住民票のある都道府県)
① 北海道開発局 事業振興部建設産業課 不動産業第二係	〒060-8511 札幌市北区北8条西2/札幌第一合同庁舎 TEL 011-709-2311	北海道
② 東北地方整備局 建政部建設産業課 不動産業第一係	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1/仙台合同庁舎B棟 TEL 022-225-2171	青森県/岩手県/宮城県 秋田県/山形県/福島県
③ 関東地方整備局 建政部建設産業第二課 不動産業第四係	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館 TEL 048-601-3151	茨城県/栃木県/群馬県 埼玉県/千葉県/東京都 神奈川県/山梨県/長野県
④ 北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課 賃貸住宅管理業係	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎第一号館 TEL 025-280-8880	新潟県/富山県/石川県
⑤ 中部地方整備局 建政部建設産業課 管理業務主任者担当	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館 TEL 052-687-8523	岐阜県/静岡県/愛知県 三重県
⑥ 近畿地方整備局 建政部建設産業課 不動産業第二係	〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 TEL 06-6942-1141	福井県/滋賀県/京都府 大阪府/兵庫県/奈良県 和歌山県
⑦ 中国地方整備局 建政部計画・建設産業課 住宅宿泊管理業係	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 TEL 082-221-9231	鳥取県/島根県/岡山県 広島県/山口県
⑧ 四国地方整備局 建政部計画・建設産業課 賃貸住宅管理業係	〒760-8554 高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061	徳島県/香川県/愛媛県 高知県
⑨ 九州地方整備局 建政部建設産業課 不動産業第三係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館 TEL 092-471-6331	福岡県/佐賀県/長崎県 熊本県/大分県/宮崎県 鹿児島県
⑩ 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 住宅宿泊管理業係	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館 TEL 098-866-0031	沖縄県